

# 神奈川県再犯防止推進計画

令和 3 年度評価まとめ

(案)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

## 目次

「神奈川県再犯防止推進計画」の評価方法について	1
全体取りまとめイメージ	2
大柱1 就労・住居の確保	3
小柱(1) 就労の確保	3
小柱(2) 住居の確保	6
大柱2 保健医療・福祉サービスの利用の促進	8
小柱(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援	8
小柱(2) 薬物依存を有する者等への支援	11
大柱3 非行の防止等	13
小柱(1) 非行の防止等	13
大柱4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援	15
小柱(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援	15
大柱5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	18
小柱(1) 民間協力者の活動の促進	18
小柱(2) 広報・啓発活動の推進	20

## 「神奈川県再犯防止推進計画」の評価方法について

### 1 基本的な考え方

数値目標による進行管理ではなく、本会議において取組状況に対する意見を伺い、各所管課にフィードバックすることにより、今後の取組の改善を行うとともに、本会議を通じて、計画の基本目標<sup>(※)</sup>の実現に向けて、関係機関が連携を図りながら取組を進めていく。

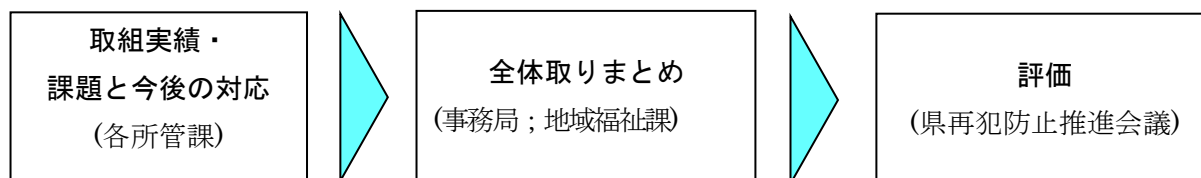
※「国、市町村、民間団体その他の関係者と連携し、(中略)、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合うことができる社会づくりを促進することを目標とします。」

### 2 計画期間を通じた進行管理の流れ

計画を着実に推進するために、毎年度、計画に位置付けた施策の評価(前年度取組実績に対する評価)を行い、取組の改善等、計画の効率的な推進を図る。

### 3 年度ごとの進行管理の流れ

各年度における計画に位置付けた取組に係る評価については、次のとおり実施する。



#### (1) 実施 (DO)

##### ① 取組状況

計画に位置付けられた個々の取組ごとに、各所管課において実績から課題や今後の対応等の整理を行う。

##### ② 全体取りまとめ

事務局(地域福祉課)において、各所管課の実績等について全体の取りまとめを行う。

#### (2) 評価 (CHECK)

神奈川県再犯防止推進会議において、「施策の展開」項目(小柱)ごとに文章による評価を行う。

#### (3) 改善 (ACTION)

評価結果を各所管課へフィードバックし、各所管課において今後の事業の改善に向けた検討を行う。

### 4 公表方法

年度ごとの評価を県ホームページへの掲載により行う。

全体取りまとめイメージ

《以下、「施策の展開」の項目（小柱）ごとに作成》

大柱	5 民間協力者の活動の促進、広	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 就労・住居の確保               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 就労の確保</li> <li>(2) 住居の確保</li> </ol> </li> <li>2 保健医療・福祉サービスの利用の促進               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援</li> <li>(2) 薬物依存を有する者等への支援</li> </ol> </li> <li>3 非行の防止等               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 非行の防止等</li> </ol> </li> <li>4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援</li> </ol> </li> <li>5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 民間協力者の活動の促進</li> <li>(2) 広報・啓発活動の推進</li> </ol> </li> </ol>
小柱	(2) 広報・啓発活動の推進	

**【具体的施策】**

- 犯罪や非行をした者が社会において孤立するこ  
 的として、横浜保護観察所をはじめとした国の関  
 よって実施される“社会を明るくする運動”を支
- 社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及  
 要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図ります。
- ……

令和元年度	
取組実績	<p>《記載例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神奈川医療少年院で1回、横浜刑務所で2回見学会を開催する予定であったが、神奈川医療少年院見学会へ想定していた数より多い申込みがあり、神奈川医療少年院の協力を得て2回に増やし実施した。←例として平成30年度実績を記載</li> <li>・ ……</li> </ul>
課題と今後の対応	<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>【事務局】</b> 各所管課の実績及び課題を元に、事務局で取りまとめ</p> </div> <p>《記載例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年度の見学会への申込状況を踏まえると見学会のニーズは高まっている。地域生活定着支援センターの帰住地調整等を円滑に進めるためにも、福祉関係者の矯正施設退所者に対する理解促進に向け、引き続き研修等を実施していく。</li> <li>・ ……</li> </ul>
評価	<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p><b>【推進会議】</b> 小柱ごと（8つ）に位置付けた取組をまとめて、文章による評価</p> </div>

大柱	1 就労・住居の確保
小柱	(1) 就労の確保

**【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）**

- 刑務所出所者等が経済的に自立し健全な社会復帰ができるよう、関係機関と協力して、国の支援を受けて就労した刑務所出所者等及び雇用主への職場訪問等による助言等を実施し、職場定着を促進します。
- 保護観察対象者の円滑な社会復帰に向けて、民間企業等への就労へと繋げていく取組として、県保護司会連合会から推薦を受けた保護観察対象者を県の非常勤職員として雇用します。
- 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、2019年度以降有効な入札参加資格の審査から、入札参加資格認定申請日時時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去2年間のうち、連続する3か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。
- 再犯のおそれが高い暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと連携し、暴力団離脱者を対象とした関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援します。

**取 組 実 績**

- 刑務所出所者等就労支援事業では、令和2年度に引き続き、刑務所出所者等及び雇用主の状況や悩みに応じた職場定着支援を実施することにより、刑務所出所者等の円滑な社会復帰を推進した。
- 保護観察対象者の直接雇用については、令和2年度と同様、県保護司会連合会から推薦がなかったため、新たな雇用はなかった。
- 令和2年度に引き続き、刑務所出所者等の雇用の促進を図るためのインセンティブとして、協力雇用主に対する入札参加資格認定の優遇措置を実施した。
- 神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会を通じて暴力団離脱者に対する就労支援を実施し、協賛企業に就職させることに成功した。  
また、同離脱者が就労するにあたり、転居を含め就労に要する費用等生活支援が必要と認められたことから、暴力追放推進センターから暴力団離脱者一時援助費を支給し、さらに、協賛企業に対しては離脱者雇用給付金を支給した。

**課 題 と 今 後 の 対 応**

- 刑務所出所者等就労支援事業は、国の就労支援を受けて就職した刑務所出所者等や雇用主を対象に、定着支援を実施しており、また、支援対象が刑務所出所者という特殊性からも、国の就労支援事業を受託した事業者、本県が委託して実施しているものである。そのため、支援対象者との信頼関係を構築しやすく、効果的に事業を実施していくことが可能となっている。
- 保護観察対象者の直接雇用について、県保護司会連合会からの推薦があった場合には、推薦に応じて雇用を検討する。
- 今後も協力雇用主による刑務所出所者等の雇用の促進する必要がある、引き続き、協力雇用主に対し、入札参加資格の優遇措置を実施する。

- 神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の就労受入れ企業（協賛企業）は、14社であり、令和2年度から増加していない。引き続き、建設業以外の業種の協賛企業を開拓するよう活動を推進していく必要が認められる。

### 国や関係機関による関連する取組等（今後更新予定）

#### ○認定 NPO 法人神奈川県就労支援事業者機構による就労支援

##### （1）「就労支援・定着支援事例集」の作成

保護司会や協力雇用主の研修会に活用するため、小冊子を作成した。当機構が実施してきた就労支援・定着支援の経過を分かり易く説明し、雇用主の協力を一層促していくことが目的である。

##### （2）無職・非行等少年の職場体験・職場定着事業

少年が就労体験することで、働くことの意味や大切さを感じてもらい、その中で勤労観や職業観、そして社会人としての基本的マナーも身に付けてもらうことを目的として本事業を実施している。対象は、保護観察中の少年のほか、保護司の指導を受けていない少年、いわゆる不良な少年等である。

##### （3）「就労確保」の取組

令和2年度の当機構事務局長・報徳更生寮施設長間の協議に基づき、令和3年度から、報徳更生寮が引受け予定の刑務所仮釈放予定者3名について、当機構が本人の受刑中に協力雇用主とのマッチングを進めている。

### 国や関係機関による関連する取組等（今後更新予定）

#### ○横浜刑務所における就労支援

横浜刑務所において、「雇用こそ、社会復帰の第一歩」をスローガンに、受刑者に対する就労支援として次の取組を行っている。

##### （1）職業訓練

出所後の就労に資する免許・資格や職業上有用な知識・技能を習得させるために、フォークリフト運転科、溶接科及びビジネススキル科の3種目の職業訓練を実施している。

##### （2）就労支援指導

職業訓練を受け出所後の就労を予定している受刑者や、就労意欲及び稼働能力がある受刑者に対して、就労の大切さを理解させ、就労意欲を高めさせるとともに、職場に適應するための心構え及び行動様式を身に付けさせ、就労生活に必要な基礎的知識及び技能等を習得させるために、外部講師の産業カウンセラー・キャリアコンサルタントによる就労支援指導（全7単元、指導期間役3カ月間）を実施している。

##### （3）その他の就労支援

希望する受刑者に対して、出所後の就労や円滑な就職活動に資するため、就労支援スタッフや駐在するハローワーク相談員による職業相談、職業紹介、求人情報の提供、在所中の採用面接等の個別的就労支援を実施しているほか、出所者の雇用を検討している事業主が受刑者に対して事業内容、雇用環境等を説明する就労支援フェスタ（企業説明会）を毎年実施している。令和元年度は11月及び2月に受刑者のべ100人に対して実施したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、同フェスタは中止した。

## 評 価 （案）

刑務所出所者等就労支援事業については、支援対象者との信頼関係を構築しやすい特性を生かして、効果的に事業が実施されている。保護観察対象者の就労につなげるための取組として、積極的に対象者を受け入れるよう、県は保護司会連合会とも調整していくことが求められる。

刑務所出所者等の雇用の促進を図るため、協力雇用主にとってインセンティブとなる入札参加資格認定の優遇措置については、引き続き制度を維持していくことが求められるとともに、加点が十分であるかの効果検証が必要である。

神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の就労受入れ企業については、中高年齢層の暴力団離脱者が就労しやすいよう、建設業以外の業種の受入れ企業を開拓することが重要である。

大柱	1 就労・住居の確保
小柱	(2) 住居の確保

**【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）**

- 親族等のもとに帰住することができない矯正施設出所者等の一時的な居場所となる民間の施設である更生保護施設が実施する継続保護事業（宿泊場所の供与及び社会生活に適応させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業）を支援し、出所後の生活基盤の安定確保を図ります。
- 賃貸住宅の家主から、保護観察対象者等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。
- 県営住宅において、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供します。
- 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。

**取 組 実 績**

- 更生保護施設への事業費補助については、令和2年度に引き続き、更生保護法人川崎自立会、更生保護法人まこと寮、更生保護法人報徳更生寮の運営費に対する補助を行った。
- 要配慮者の入居を拒まない住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業については、大手不動産事業者と交渉することなどにより順調に増加し、34,039戸の登録があり、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図った。  
また、神奈川県居住支援協議会に横浜刑務所、横浜保護観察所、神奈川県地域定着支援センター等が新たに会員となり、刑務所出所者等の居住支援促進のための情報共有など、連携強化を図った。
- 県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅の提供については、5月と11月に定期募集を行い、合計で募集戸数1,600戸に対して、5,456人の応募があり、倍率は3.4倍であった。
- 住居確保給付金については、支給決定73件、支給額33,904,800円（町村部）となった。

**課 題 と 今 後 の 対 応**

- 更生保護施設への事業費補助について、適切な帰住先の確保は地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠なものであるとともに、拘留中などの早い段階から福祉的支援の調整を開始する入口支援（被疑者等支援）の実施にあたっては更生保護施設の協力、連携は重要であることから、引き続き支援を行う。
- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業では、登録住宅の戸数の増加に伴い、住宅の登録内容の一層適切な管理に努めていく。また、要配慮者の居住支援にあっては、引き続き神奈川県居住支援協議会等において、不動産店や居住支援団体等の連携を図り、要配慮者の居住安定確保に努めていく。
- 県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅提供については、引き続き、定期募集に併せて常時募集もを行い、住宅困窮者に対する重層的な住宅セーフティネットの中核としての役割を果たしていく。



- 住居確保給付金の支給については、新型コロナウイルス感染症の影響により、支給対象が拡大されるなど制度の改正があり、申請が急増した。引き続き本制度が必要な方に適正に支給できるように努めていく。

#### 国や関係機関による関連する取組等（今後更新予定）

—

#### 評 価 （案）

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録については、大手不動産事業者との調整等により目標の登録戸数を達成し、要配慮者の居住の安定確保を図れたことは評価できる。

県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅提供については、引き続き、住宅困窮者に対する重層的な住宅セーフティネットの中核的役割を果たす必要がある。また、社会経済情勢を踏まえて、生活保護受給者へも住宅提供できるような入居者資格要件の見直しなど、柔軟な運用を検討する必要がある。

大柱	2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
小柱	(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援

**【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）**

- 高齢者又は障がいのあることにより、福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者が、出所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう「神奈川県地域生活定着支援センター」において、受入施設の調整や受入れをした社会福祉施設等への助言など、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を、矯正施設及び保護観察所と協働で進めます。
- 社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図ります。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、刑事司法関係機関や民間団体等の協力のもと、社会福祉施設等の職員を対象に研修等を実施し、更生支援に係る福祉関係機関のネットワークの構築を図ります。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、万引きをした高齢者を対象とした「高齢者万引き防止プログラム」を関係者ととともに作成、活用することにより、万引きの習慣化を防ぎ、再犯防止を推進します。
- 市町村が設置する地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行うため、地域支援事業として、総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業などを実施します。県は、地域支援事業の費用の一部を負担して、市町村を支援します。
- 市町村が設置する認知症初期集中支援チームにおいて、認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。県は、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を実施するなど、市町村の取組を支援します。
- 認知症の専門的な医療体制を強化するため、認知症疾患医療センターを設置し、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつけ医等への研修を行います。
- 認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。
- 若年性認知症の一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行う「若年性認知症支援コーディネーター」を設置します。また、若年性認知症の当事者を含めて、学識経験者や認知症疾患医療センター、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。さらに、職域や障がい福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する知識を習得するための研修を実施します。
- 発達障がいや有する障がい児者に対する支援を総合的に行う県域の拠点として「神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各種の相談や研修、対応が困難な個別支援の検討会議等において専門的な立場からの助言を行います。
- 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談支援機関において、困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。

## 取組実績

- コーディネート業務 77 件、フォローアップ業務 55 件、相談支援業務 11 件、被疑者等支援業務 1 件に加え、地域福祉支援検討会を 2 回、福祉事業者巡回開拓 27 回、地域福祉研修 4 回を行った。今年度より、入口支援として被疑者等支援業務を開始した。  
(「入口支援」…矯正施設に入所する前の段階で、高齢又は障害のある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しする取組のこと)
- 更生支援福祉ネットワークでは、令和 3 年度から県直営でのメーリングリスト運用を予定していたが、円滑な引継ぎができず、メーリングリストの運用に至らなかった。
- 生活困窮者の自立相談支援では、法の趣旨を踏まえ、相談者が抱える様々な課題の解決に向け、必要に応じて町村役場やハローワーク等の関係機関と連携しながら本人の状況に応じた包括的な支援を行った。

## 課題と今後の対応

- 県地域生活定着支援センターによる取組について、被疑者等支援業務は開始初年度ということもあり、1 件に留まった。今後も引き続き、対象者のニーズを把握し、矯正施設出所後の社会復帰へ繋げられるよう、関係機関との連携を密に図る必要がある。
- 更生支援福祉ネットワークについて、神奈川県社会福祉士会からの引継ぎが難航しているが、県直営でのメーリングリストの運用を進める必要がある。
- 生活困窮者の自立支援について、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により生活に困窮する方からの相談件数が高止まりの状態にあり、複合的な課題を抱える相談者に対応する体制を作ることが必要であるため、支援員の研修等資質向上を図りながら、生活困窮者への支援体制を整えていく。

## 国や関係機関による関連する取組等（今後更新予定）

- 横浜地方検察庁による社会復帰支援  
令和元年度以降、横浜地方検察庁は、国の取組として掲げた社会復帰支援活動を継続して実施している。支援対象者の特性に合致する福祉的・医療的ニーズを引き出し、効果的な社会復帰支援活動を行っている。
- 横浜刑務所における社会復帰支援策  
横浜刑務所において、高齢者または障がいのある受刑者に対する社会復帰支援策として次の取組を行っている。
  - (1) 社会復帰支援指導  
60 歳以上の高齢受刑者や障がいを有する受刑者に対して、基本的な生活能力、社会福祉制度に関する知識、その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせるために、所内の社会福祉士、就労支援スタッフ、医師、看護師、管理栄養士、外部講師による社会復帰支援指導（全 18 単元、指導期間約 5 月間）を実施している。
  - (2) 独自調整  
神奈川県地域生活定着支援センターによる特別調整の対象者とはならないものの、高齢・障がいにより、出所後、直ちに福祉的支援が必要な受刑者に対して、所内の社会福祉

士が福祉施設への入所・医療機関への入院、障害者手帳の取得、生活保護の受給、介護保険の申請・利用の支援等を在所中に行う独自調整を多数実施している。

○神奈川県保護司会連合会による保護司への「高齢者万引き防止プログラム」の配付

県保護司会連合会では、保護司から同プログラムの効果的な活用方法を聴取したうえで、県内の全保護司に同プログラム等を配付し、有効に活用してもらうこととした。

### 評 価 （案）

県地域生活定着支援センターについては、複合的な課題等に取り組むことから、安定したセンター運営に対する支援が求められる。また、福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者に対して、引き続き、受け入れ施設の調整や自立促進を図るための支援を進めるとともに、入口支援（被疑者等支援業務）の実施にあたっては、刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等とのより緊密な連携が重要である。

認知症相談支援や生活困窮者自立支援では、新型コロナウイルスの影響による介護者の負担増加や生活困窮者の増加も踏まえた継続的な支援体制が必要である。また、神奈川県発達障害支援センター（かながわA）では、相談支援体制を維持するとともに、支援者向け研修や当事者の家族向け講座についても、コロナ禍に対応したWEB面接や映像による研修実施などを積極的に導入し、継続的な支援体制が求められる。

大柱	2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
小柱	(2) 薬物依存を有する者等への支援

**【具体的施策】(神奈川県再犯防止推進計画から転載)**

- 県、国、市町村及び薬物クリーンかながわ推進会議で構成する神奈川県薬物乱用対策推進本部において毎年度策定する要綱に基づき、関係機関・団体が連携し、薬物の乱用防止対策を推進します。
- 県精神保健福祉センター、県保健福祉事務所・センター等で薬物に関する一般相談窓口を設けるとともに乱用防止の啓発を行うほか、相談支援を行う関係機関職員に対し、薬物依存症の知識の向上を図る研修を実施することにより、薬物関連問題の発生予防、薬物依存症者の社会復帰の促進等を図ります。
- 薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症の知識や適切なかかわり方、回復に向けた支援について理解するための依存症家族講座を実施し、同じ悩みを抱えた家族同士のつながりを支援します。
- 薬物などの依存症に対応できる医療機関を依存症専門医療機関として選定し、薬物依存症患者の医療提供体制の整備を進めるとともに、医療従事者や地域関係機関の相談従事者等を対象とした研修を実施し、人材育成を図ります。
- 薬物などの依存症に関する電話相談を実施します。
- アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に対応する相談窓口や専門医療機関、自助グループや回復施設等の情報を、一元的に知ることができるポータルサイト『かながわ版アクションガイド(仮称)』を開設し、情報発信を進めます。

**取 組 実 績**

- 精神保健福祉センター、保健福祉事務所等で薬物に関する一般相談を1,637件受け、薬物関連問題の発生予防、薬物依存症者の社会復帰の促進等を図った。新型コロナウイルス感染症の影響により薬物相談業務研修は中止した。
- 薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症の知識や適切なかかわり方、回復に向けた依存症家族講座をオンラインで1回実施した。
- 「かながわ依存症ポータルサイト」では、依存症に関するセミナーや自助グループの活動状況等を定期的に掲載した。ポータルサイトアクセス数は累計39,802件となった。

**課 題 と 今 後 の 対 応**

- 薬物に関する一般相談は毎年1,400件以上で高止まり傾向にあるため、引き続き一般相談を継続するとともに、相談支援を行う関係機関職員の資質の向上のために薬物相談業務研修を実施する必要がある。
- 依存症家族講座について、様々な対策が講じられてはいるものの、薬物依存症者への偏見や誤解はいまだ根強く、薬物依存症者本人もその家族もなかなか相談や支援につながる事が困難な状況である。まずは家族が薬物依存症に関する正しい知識を習得し、理解するため、オンライン、対面と多様な方法で家族講座を実施していく。
- 「かながわ依存症ポータルサイト」では、引き続き県の精神医療センターと連携し、本サイトの認知度を向上させ、コンテンツの充実を図る。

## 国や関係機関による関連する取組等（今後更新予定）

### ○横浜刑務所における薬物依存離脱指導

覚醒剤や大麻使用等による依存症や依存傾向を抱えた受刑者に対して、薬物依存の認識、薬物使用に至る問題点の理解、断薬への動機づけ、再使用に至らないための知識・スキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に回復に向けた治療、援助等を受ける必要性を認識させるために、薬物依存離脱指導（3種類のプログラム、2～12単元、指導期間1～6か月間）」を実施している。

## 評 価 （案）

薬物に関する一般相談件数が増加していることから、一般相談を継続することはもとより、相談支援を行う関係職員のスキル向上のための研修をコロナ禍にあっても充実していくことが重要である。

薬物依存症者については、本人や家族が相談や支援につながりにくい状況があるため、まずは家族の依存症に関する知識習得や理解促進が必要であるとともに、薬物依存症者への偏見や誤解を解消するための継続的な取組が重要である。

「かながわ依存症ポータルサイト」については、着実にアクセス数を伸ばしているとのことであり、引き続き県内の医療機関や自助グループ、回復施設などの情報や依存症に関するセミナー、イベント情報等を一元的かつ幅広く提供していくことが重要である。



大柱	3 非行の防止等
小柱	(1) 非行の防止等

**【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）**

- 子ども・若者の相談を総合的に受けられるよう、県青少年センターを子ども・若者育成支援推進法第13条に基づく総合相談センターに位置付け、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、国、県、市町村の相談・支援機関や民間団体との連携を促進します。
- 国と県が協働で運営する地域若者サポートステーションにおいて、キャリアコンサルタント、臨床心理士等による専門的な相談などを実施することで、ニート等の若者の職業的自立に向け、それぞれの置かれた状況に応じて、個別・継続的に包括的な支援をします。
- 児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、警察本部と県教育委員会、県私立小学校・中学高等学校協会、県内の全市町村教育委員会等が協定を締結し、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直りを支援します。
- 少年相談・保護センターにおいて、専門の少年相談員が非行問題やいじめ、犯罪被害等で悩んでいる少年自身や保護者等の相談に応じます。
- 非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所づくり活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。
- 高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、SNS 利用に起因する犯罪被害やトラブル、万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。
- 学校においては健康教育の一環として、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を家庭や地域等と連携を図りながら推進します。
- 神奈川県立総合教育センターが行う研修を、県内の矯正施設と連携して企画・実施するなどして、少年非行の未然防止について、教職員の理解を促します。
- 子どもたちのいじめや暴力行為、不登校の未然防止のため、地域の大人たちが子どもの“育ち”を応援する運動「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」の一環として、各地域が特性に応じた取組を主体的に推進し、大人の応援団を増やすため、地域フォーラムを開催します。

**取組実績**

- 地域若者サポートステーション事業では、臨床心理士による専門的な相談や、働く意識を高めるための支援プログラムの実施など、就労に向けた支援を着実にいった。
- 学校警察連携制度による児童・生徒に関する情報提供について、警察から学校へは 552 件（昨年度比 71 件の増）、学校から警察へは 68 件（昨年度比 1 件の減）の連絡件数となった。
- いじめ・暴力行為等の防止のための各地区や学校における取組では、横須賀・湘南三浦・県央の 3 地区で地域フォーラムをオンライン開催し、児童・生徒によるいじめや暴力行為等の防

止に向けた自校の取組みの発表の他、今後の取組みの協議を行った。

中・県西の2地区については、新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催とした。

- 非行防止教室は、高校9校（県立7校、私立2校）、開催場所13箇所（小学校13校）で開催した。

### 課題と今後の対応

- 地域若者サポートステーション事業では、新規登録者数の増及び就職者数の増が課題として挙げられる。今後も引き続き、市町村や就労支援機関と連携した広報活動等を行い、新規登録者数を増やすこと、支援対象者の職業的自立に向け、それぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行う。
- 学校警察連携制度については、警察と学校との間で制度は適正に運用された。次年度については、引き続き、警察や学校等が出席する学校・警察連絡協議会等で、制度の周知を図り、適正な運用が図られるようにしていく。
- いじめ・暴力行為等の防止のための各地区や学校における取組では、各学校や地域において、教職員、児童・生徒、保護者、地域住民が共に考え、語り合っていく機会を確保することが課題であり、地域フォーラムで児童・生徒、保護者、地域の方の対話を取り入れる等の取組を促進していく。
- 非行防止教室については、地域の安全で安心なまちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生などの社会規範意識やコミュニケーション能力が醸成され、非行防止の効果が得られている。今後も、継続して取り組んでいきたい。

### 国や関係機関による関連する取組等（今後更新予定）

- 久里浜少年院による県立総合教育センターが行う研修の受け入れ

令和元年度から、県立総合教育センターが行う研修「児童・生徒の問題行動等未然防止研修講座」について、当院（久里浜少年院）の施設見学、当院における矯正教育活動の説明、当院職員との意見交換等を行っている。

令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催が中止となったものの、令和3年度は、同センター開催の「少年非行への対応研修講座」に当院職員を派遣し、受講者である教職員の方に少年院の紹介、矯正教育・在院者の現状説明、衝動のコントロールに課題がある在院者の対応状況等について説明を実施した。

### 評価（案）

地域若者サポートステーション事業では、個別・継続的な包括的支援を行うとともに、職業的自立に向けて、市町村や就労支援機関との連携を深めていくことが必要である。

児童・生徒、保護者、地域住民が一堂に会するフォーラムでは、関係者が共に考え、語り合う機会は重要であることから、コロナ禍にあっても様々な工夫により機会の確保に努める必要がある。また、各学校教育会議等で保護者や地域住民に浸透を図ることが重要である。

非行防止教室については、分かりやすい内容で有用性が高いため、社会規範意識等の醸成のため、引き続きの実施が求められる。



大柱	4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
小柱	(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

**【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）**

- ストーカー加害者治療等を行う精神科医等と連携して、精神科医等から得たアドバイスに基づき、加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチを実施することにより、再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。
- 加害行為の抑止として、「DVに悩む男性のための相談」を実施するほか、女性の加害行為についての相談に対応します。
- 13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省の協力を得て、その所在確認を実施するとともに、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じることにより、子ども対象・暴力的性犯罪で服役し出所した者の再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、万引きをした高齢者を対象とした「高齢者万引き防止プログラム」を関係者ととともに作成、活用することにより、万引きの習慣化を防ぎ、再犯防止を推進します。（再掲）
- 再犯のおそれが高い暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと連携し、関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援します。（再掲）
- 非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。（再掲）
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。（再掲）
- 市町村が設置する認知症初期集中支援チームにおいて、認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。県は、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を実施するなど、市町村の取組を支援します。（再掲）
- 認知症の専門的な医療体制を強化するため、認知症疾患医療センターを設置し、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつけ医等への研修を行います。（再掲）
- 認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。（再掲）
- 若年性認知症の人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行う「若年性認知症支援コーディネーター」を設置します。また、若年性認知症の当事者を含めて、学識経験者や認知症疾患医療センター、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。さらに、職域や障がい福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する知識を習得するための研修を実施します。（再掲）
- 発達障がいや有する障がい児者に対する支援を総合的に行う県域の拠点として「神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各種の相談や研修、対応が困難な個別支援の検討会議等において専門的な立場からの助言を行います。（再掲）

## 取組実績

- ストーカー加害者に対する指導について、精神医学的治療等が必要と認めた加害者2人に同治療等を受診させ、精神科医から3回の助言を受けた。
- 子どもを対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止のため、居住地が判明している全ての者に対して所在確認を実施した。
- 少年サポートチームによる立ち直り支援について、不良行為が多く発生する学校に対し、警察、学校、教育委員会等の関係機関及びPTA等の地域ボランティアによる挨拶運動や校内巡回等の活動により、立ち直り支援を行った。

## 課題と今後の対応

- ストーカー加害者に対する指導について、精神医学的治療等が必要な加害者が、警察の働き掛けに応じず、同治療等の受診に至らないケースが多く認められるため、加害者の家族を含めた働きかけを行うなど、受診に向けた対応を推進する。
- 子どもを対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止について、過去に子供対象・暴力的性犯罪により服役していた者であることが、その事情を知らない家族、親族、近隣住民、勤務先その他の関係者に知らされないことがないよう情報の管理には万全を期さなければならない。
- 少年サポートチームによる立ち直り支援について、関係機関・団体等が一体となった立ち直り支援活動が行われた。引き続き、関係機関・団体等との連携を緊密に図り、学校等における問題を把握した場合には、サポートチームの編成を積極的に働きかけ、少年の非行防止と健全育成に向けた立ち直り支援活動を推進する。

## 国や関係機関による関連する取組等（今後更新予定）

### ○横浜刑務所における改善指導

受刑者に犯罪の責任を自覚させ、社会生活に適応するのに必要な知識・生活態度を習得させるための改善指導として、受刑者の特性や問題性に応じて、次の取組を行っている。

(p. 4に記載の就労支援指導、p. 9に記載の社会復帰支援指導、p. 11に記載の薬物依存離脱指導は除く。)

#### (1) 一般改善指導

アルコール依存や飲酒の問題を抱えている受刑者に対するアルコール依存回復プログラム（全12単元）、罪名が暴力事犯である又は過去に暴力の問題を有する受刑者に対する暴力防止プログラム（全18単元）、反社会的価値観や行動様式を身に付けている暴力団準構成員や周辺者である受刑者に対する生活改善指導（全6単元）、特殊詐欺事犯受刑者に対する特殊詐欺事犯指導（全6単元）、罪名が窃盗で、窃盗に関する問題性が大きい受刑者に対する窃盗防止指導（全8単元）を実施している。

#### (2) 特別改善指導

現役暴力団の受刑者に対する暴力団離脱指導（全9単元）、性犯罪事犯者に対する性犯罪再犯防止指導（指導期間7カ月間）、被害者の命を奪い又は身体に重大な被害を与えた受刑者に対する被害者の視点を取り入れた教育（全13単元）、被害者の生命や身体に重大な影響を与えた交通事故又は交通違反を犯した受刑者に対する交通安全指導（全8単元）を実施している。

## 評 価 (案)

ストーカー加害者の精神医学的治療については事例が少なく、今後も調査研究が必要とのことであるが、より積極的に関係機関との情報共有や連携に努め、知見を蓄積していくことが重要である。

子どもに対する暴力的性犯罪により服役していた者については、プライバシーに十分な配慮をしつつも、再犯リスクを軽減するため、所在の確認や面談実施が大変重要である。

ストーカー犯罪や子どもへの性犯罪に対しては、県内医療機関との連携による精神医療での治療プログラムを他の手段とあわせて進めていくことが必要である。

少年サポートチームや大学生少年サポーターによる少年等の立ち直り支援については、関係機関・団体等の緊密な連携とともに、学習支援など様々な形での支援により、引き続き非行防止や健全育成を図ることが重要である。

大柱	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
小柱	(1) 民間協力者の活動の促進

**【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）**

- 長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図ります。
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。（再掲）
- 民間の施設である更生保護施設が実施する継続保護事業（宿泊場所の供与及び社会生活に適応させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業）を支援します。（再掲）
- 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、2019年度以降有効な入札参加資格の審査から、入札参加資格認定申請日時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去2年間のうち、連続する3か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。（再掲）
- 横浜刑務所や久里浜少年院、よこはま法務少年支援センター（横浜少年鑑別所）、横浜保護観察所、横浜地方検察庁等の国関係機関のほか、更生保護ボランティアや更生保護法人等が参加する神奈川県再犯防止推進会議を開催することにより、民間協力者、国及び県等が連携し、再犯防止の推進を図ります。

**取 組 実 績**

- 神奈川県優良保護司表彰として、27名の保護司を表彰した。
- 大学生少年サポーターによる立ち直り支援活動の推進では、県内の8大学から推薦を受けた大学生16人に委嘱している大学生少年サポーターの活動実績は140回となった。
- 令和2年度、新型コロナウイルス感染症の影響で再犯防止推進会議の開催を中止した。令和3年度も感染者数が増加傾向にあったため、令和元年度及び2年度の実績評価の取りまとめを書面により行った。

**課 題 と 今 後 の 対 応**

- 県内の保護司は減少傾向にあり、引き続き、保護司に対する表彰を行い、意欲、やりがいの向上、定着促進を図る必要がある。
- 大学生少年サポーターによる立ち直り支援活動の推進について、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年に寄り添い、学習支援など様々な形で立ち直り支援が行われた。引き続き、少年の規範意識の醸成を図るべく、学習支援や非行防止教室などの活動を推進する。
- 県内の犯罪認知件数は減少傾向にあるが、再犯率は高く、罪を犯した者の約半数が再犯者である。犯罪をした者が、再び罪を犯すことを防ぐためには、刑事司法手続終了後を含めた息の長い支援が不可欠である。引き続き、県計画の実績を評価して再犯防止に関する施策を推進するとともに、関係機関との連携強化を図ることで、犯罪や非行のない社会の実現を目指す。

## 国や関係機関による関連する取組等（今後更新予定）

### ○各団体の相互連携による活動

本県では、平成 29 年 3 月に保護司、更生保護女性会員及び BBS 会員の三者による「更生保護ボランティアの協働に関するかながわ宣言」が行われた。令和元年 5 月には、さらに神奈川県更生保護事業連盟及び認定 NPO 法人神奈川県就労支援事業者機構の二者を加え、「更生保護団体の協働に関する五者宣言」を締結し、安全・安心な地域づくりのために、五者が相互に連携して活動に取り組んでいる。

### ○BBS会の活動

BBS会では、少年を交えたウォーキング&クイズラリーを企画・実施したほか、コロナ禍を踏まえ、web を活用した研修会や YouTube ライブを活用した講演会等を実施した。

## 評 価 （案）

保護司については、県内では減少の一途をたどっており、担い手の確保、定着が喫緊の課題である。保護司に対する表彰や広報等により、その活躍を広く PR することに加え、BBS や大学生少年サポーターと保護司の交流・研修等が必要である。

協力雇用主にとってインセンティブとなる入札参加資格認定の優遇措置については、刑務所出所者等の雇用の促進を図るため、引き続き制度を維持していくことが求められる。

大学生少年サポーターについては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年度の活動実績が減少したが、令和 3 年度はコロナ以前の実績に戻りつつある。サポーターの意見を踏まえたオンライン活動の促進など、サポーターが活動しやすい環境づくりが重要である。



大柱	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
小柱	(2) 広報・啓発活動の推進

**【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）**

- 犯罪や非行をした者が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的として、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や地方公共団体のほか、多くの民間団体によって実施される“社会を明るくする運動”を支援します。
- 社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図ります。（再掲）
- 高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、SNS 利用に起因する犯罪被害やトラブル、万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。（再掲）
- 学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデオ映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催するほか、地域の薬物乱用防止指導員等を薬物乱用防止教室の講師として派遣し、薬物乱用の未然防止を図ります。
- 犯罪や非行をした者への偏見や差別意識を解消させるため、関係機関、NGO、NPO等と協働・連携した取組を行います。

**取 組 実 績**

- 法務省が主唱する「社会を明るくする運動」等再犯防止の普及啓発事業を支援するため、神奈川県更生保護協会が行う連絡助成事業のうち、地区保護司会による「社会を明るくする運動」等更生保護の啓発に係る費用に対し補助を行った。また、本運動への協力として、県庁内におけるポスター及び懸垂幕の掲出、作文コンテストの後援及び記念品の購入を行った。
- 矯正施設見学会については、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により見学会を実施しなかった。
- 高校生が講師となり小・中学生を対象に開催する非行防止教室については、実施校数9校（県立高校7校、私立高校2校）、開催場所13箇所（小学校13校）となった。

**課 題 と 今 後 の 対 応**

- 「社会を明るくする運動」への支援について、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築くため、本運動について、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や地方公共団体のほか、多くの民間団体と引き続き連携し、推進していく必要がある。
- 社会福祉施設等が罪を犯した高齢者や障がい者等を円滑に受け入れるために、事例等を踏まえた研修が求められていることから、引き続き、取組を続けていく必要がある。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況や矯正施設側の意向も踏まえて、取組方法について検討する必要がある。
- 非行防止教室の開催については、地域の安全で安心なまちづくりに貢献するとともに、高

校生はもとより、小学生や中学生などの社会規範意識やコミュニケーション能力が醸成され、非行防止の効果が得られている。今後も、継続して取り組んでいきたい。

### 国や関係機関による関連する取組等（今後更新予定）

#### ○横浜刑務所における「横浜矯正展」の実施

地域住民に対して、受刑者の社会復帰や矯正行政について広報するため、受刑者が製作した刑務所作業製品の展示・即売、施設見学、性格検査体験、地域住民による演奏、合唱などのイベントを行う「横浜矯正展」を毎年11月に実施している。

令和元年度は、横浜市港南区役所等で開催する「ひまわりフェスタ」と同時開催し、2日間で1万9千人の来場があった。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。

### 評 価 （案）

「社会を明るくする運動」やその他の犯罪予防活動については、県民にとって一般的には身近でない再犯防止施策を知ってもらうための有効な手段である。引き続き関係機関等と連携のうえ、コロナ禍を踏まえた、SNSや県ホームページを活用した非接触型の広報・啓発活動を展開する必要がある。

福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進については、コロナ禍においてもオンラインによる研修会を開催しているとのことであるが、事例等を踏まえた研修、矯正施設見学会など、罪を犯した高齢者や障がい者等に対する誤解や偏見を解消する取組が重要である。